

令和8年 5月 29日

保護者様

橋本市立三石小学校  
校長 山本 悟司

## 橋本市に「気象警報(暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)が発令された場合」及び「震度5弱以上の巨大地震が発生した場合」のお知らせ【令和8年度改訂版】

初夏の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は、学校教育推進に、ご支援・ご協力をいただき、お礼申し上げます。

さて、標記の件について、令和8年5月29日(金)より警報の内容が一部変更されるため、再度お知らせいたします。警報発令時は下記のとおり対応させていただく予定としております。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

### I 気象警報発令と児童の登校【気象警報・土砂災害警報にレベルが設定されました】

#### 1 橋本市に、「レベル3大雨警報」、「レベル3氾濫警報」、「レベル3土砂災害警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雪警報」以上のいずれかの警報が発令されている場合

① 午前 6時現在で、上記警報のいずれかが発令されている場合は、臨時休業とします。

※午前 6時時点で、警報が発令中にもかかわらず、(気付かず)登校した場合、保護者の方の迎えを得て、下校することとなりますので、ご注意ください。

② 上記の警報が午前8時30分(始業)までに発令された場合は、臨時休業とし、児童は家庭学習となります。既に登校している児童については、原則、保護者による引き取り及び帰宅とします。

③ 上記の警報が午前8時30分以降に発令された場合は、原則、保護者による引き取り及び帰宅とします。

※この場合、連絡配信「tetoru」<注1>により、お知らせします。

④警報が解除された、また、警報が発令されていない場合でも、気象状態により、「登校は危険である。」とご家庭で判断された場合は、登校を見合わせ、その旨、学校に連絡してください。

(☎0736-37-3822)

⑤翌日に上記の警報発令が予想される場合は、前日に臨時休業を決定することがあります。臨時休業の場合は、児童は家庭学習となります。

<注1>この案内の文章表現で、連絡配信「tetoru」と記述している部分について、連絡配信「tetoru」の登録をされなかった方については、「担任からの電話連絡」と読み替えてください。

#### 2 警報発令状況確認方法

- ①気象庁のホームページで確認する。(警報欄)
- ②TVの番組各局のデータ放送で確認する。(NHK総合のデータ放送など)
- ③橋本市公式LINEを登録し、防災情報の受信設定をする。
- ④その他 三石小学校ホームページ「学校日記」の(右下)気象情報のリンクより確認する。等

#### 3 給食の対応(基本対応)

翌日に、警報発令が予測される場合、前日の午前中に、橋本市教育委員会が、翌日の給食について、実施か中止の判断をします。その結果、翌日の給食を中止すると橋本市教育委員会が決定した場合、保護者の皆様には、文書(曜日によって、文書をお渡しできない場合は、「tetoru」にて、その対応等について、お知らせします。(例文:「明日、給食中止なので弁当持参で登校」など)

※午前 6時に上記警報が発令されている場合は臨時休業となり、給食はありません。

### II 課業中、橋本市に、「レベル3大雨警報」、「レベル3氾濫警報」、「レベル3土砂災害警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雪警報」のいずれかが発令された場合 発令後の授業等については、その時の状況に応じて判断し、連絡配信「tetoru」でお知らせします。

※保護者の迎えについては、基本的には次のようにします。(迎えについても「tetoru」でお知らせします)

- ①各学年の下校時刻に、警報が解除されている場合、通常下校します。
- ②各学年の下校時刻に、上記警報が発令されている場合、安全確保のため、保護者の迎えをお願いします。

### III 学童保育をご利用の皆様へ

警報発令により、下校または学校待機となった場合、休所となります。

※その他詳細については、学童から配付されている「警報発令時の学童保育の開閉所について」をご覧ください。

### IV 巨大地震発生の場合

- 1 児童が登校するまでに橋本市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、発生した当日は臨時休業とします。被害状況及び学校・地域の安全を確認し、児童の登校については連絡配信「tetoru」によりお知らせします。
- 2 課業中、橋本市に、「震度5弱」以上の巨大地震が発生した場合、児童は、学校待機といたします。この場合、児童の帰宅について、保護者の迎えをお願いします。(連絡配信「tetoru」にて、お知らせします。)
- 3 登下校中に、巨大地震が発生し、道路の通行が困難な場合、基本的には、その位置から近い方(自宅及び小学校)に避難してください。

### V その他

- 1 気象警報発令時の保護者による児童の迎え(=児童の引き渡し)について  
児童下校時に上記の警報が発令されている場合の保護者の方による児童の迎え(=児童の引き渡し)については、児童の保護者・家族(親族を含む)・当該児童の保護者の依頼を受けた方に限定させていただきます。ご了承・ご協力をお願いいたします。
- 2 この「お知らせ」文書の内容は、次の改訂版、あるいは次年度版が配付されるまで有効です。それまで、廃棄しないでください。